

# 販路拡大をお考えの小規模事業者の皆様へ！！

中小企業庁 平成 25 年度補正予算事業

## 小規模事業者持続化補助金

- 経営計画に基づいて実施する販路拡大等の取り組みに対し 50 万円を上限に補助金（補助率：2/3）が出ます。
  - ・雇用の増加を伴う取り組みについては100万円が上限になります。
  - ・指導・助言は無料ですが、自己負担が生じます。
- 計画の作成や販路拡大の実施の際、商工会議所の指導・助言を受けられます

### ◇補助対象者

小規模事業者〔商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条を準用〕

卸売業・小売業	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業（宿泊業・娯楽業以外）	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数 20人以下

《対象となる取り組みの例》

#### ①広告宣伝

- ・新たな顧客層の取り組みを狙い、チラシを作成・配布

#### ②集客力を高めるための店舗改装

- ・幅広い年代層の集客を図るための店舗のユニバーサルデザイン化

#### ③商談会・展示会への出展

- ・新たな販路を求め、国内外の展示会への出展

#### ④商品パッケージや包装紙・ラッピングの変更

- ・新たな市場を狙って商品パッケージのデザインを一新

### （募集期間）

第1次受付締切：平成26年3月28日（金）〔締切日17時必着〕

第2次受付締切：平成26年5月27日（火）〔締切日17時必着〕

お問い合わせ先 沼田商工会議所 ☎ 23-1137